



就職準備金貸付制度のご案内

就職準備金貸付制度とは。。

潜在保育士(保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者)が保育士として保育所等(※裏面参照)に勤務することが決定した場合、就職準備金の貸付けを行い、保育士の就職支援を図ることを目的としています。

対象者: 次の要件のいずれも満たしている方となります。

- ①保育士登録後**1年以上経過した方**又は保育士登録が行われてからの期間が1年未満の方のうち、養成施設の卒業若しくは保育士試験の合格から1年以上経過した方。
- ②市内の保育所等(※裏面参照)に**新たに勤務する方**。または、**離職後1年以上経過している方**。
- ③市内の保育所等(※裏面参照)に**2年間継続して週20時間以上勤務する(予定である)方**。

貸付額

40万円以内(1人1回限り)。

※利子:無利子 連帯保証人:1名以上必要

要件を満たせば**全額免除!!**

市内の保育所等(※裏面参照)で**2年間継続して週20時間以上**保育士業務に従事すること

※要件を満たさない場合は、返還対象となります。

申込方法: 千葉市社会福祉協議会までお申込みください。

気になったら今すぐ
社会福祉協議会へアクセス!

◆お問い合わせ先

千葉市社会福祉協議会

■中央区事務所 TEL 043-221-2177

■稲毛区事務所 TEL 043-284-6160

■緑区事務所 TEL 043-292-8185

■花見川区事務所 TEL 043-275-6438

■若葉区事務所 TEL 043-233-8181

■美浜区事務所 TEL 043-278-3252



※保育所等とは
千葉市内の以下に掲げる施設のことです。

- (1)保育所
- (2)幼稚園(預かり保育を常時実施している施設のみ)
- (3)認定こども園
- (4)家庭的保育事業
- (5)小規模保育事業
- (6)居宅訪問型保育事業
- (7)事業所内保育事業
- (8)病児保育事業
- (9)一時預かり事業
- (10)千葉市先取りプロジェクト認定保育施設
- (11)千葉市保育ルーム
- (12)企業主導型保育事業